

～『照合願・照合確認書』について～

『照合願』は登記申請等の内容が、本市地籍調査事業の成果等と相違ないかを確認するものです。確認が終わると『照合確認書』を発行します。この確認書は地積更正や分筆、国有地払下げ等の申請書に添付する事となります。

1 照合願申請用紙への記入方法

- ・ 『申請者』は「土地所有者」または「地積測量図の作成者」（土地家屋調査士等）となります。
- ・ 『使用目的』の欄には、この申請を行う目的を記入してください。
【例】地積更正、土地分筆、国有地払下げ 等
- ・ 『提出先』の欄には、この照合確認書の提出先を記入してください。
【例】横浜地方法務局麻生出張所、関東財務局 等
- ・ 『土地の表示』の欄には、照合を行う土地の所在・地番・地目・地積・登記の目的を記入してください。（川崎区内の場合は所在・地番・登記の目的のみで構いません）
分筆登記において新しく表示される土地の地番がわからない場合は、仮地番の記載もしくは枝番の記載なしで結構です。

2 提出書類

- ・ 「照合願」申請用紙
- ・ 法務局に提出する「地積測量図」（同じ内容であればコピーで可）
- ・ 案内図（申請対象地がわかる様、朱書きで位置をご記入ください。）
- ・ 面積測定用番号図《川崎区内の場合は「街区境界点番号図（座標リスト含む）」》
- ・ 一筆座標面積計算書《川崎区内の場合は必要ありません》
- ・ 公図

以上の書類を**2部**、**建設緑政局道路河川管理部管理課地籍担当**あて提出してください。また、上記の他に関係資料があれば添付してください。

提出書類の内容を確認し、問題がなければ通常2週間程度で「照合確認書」を発行します。発行した旨は、担当から電話連絡いたします。

3 注意事項

この照合願は、座標数値化された地籍調査の成果等と照合する事が目的です。照合願に添付する地積測量図は、**地籍調査の成果の座標値及び座標系を用い、その座標値で求積したものを**お願いします。**三斜求積法で求積した地積測量図では、照合確認が出来ません**のでご注意ください。なお、ご不明な点がございましたら下記までお問い合わせください。

【提出・問い合わせ先】

川崎市建設緑政局道路河川管理部管理課 地籍担当

電話 044-200-2852

FAX 044-200-3979

メールアドレス 53kanri@city.kawasaki.jp